佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年 2 月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第4号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 15 年佐賀県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後			
(特定施設等)	(特定施設等)			
第4条 略	第4条略			
2 · 3 略	2 • 3 略			
4 条例第2条第9号イ(ア)の規則で定める物質(以下「有害物質」 という。)は、次に掲げる物質とする。	4 条例第2条第9号イ(ア)の規則で定める物質(以下「有害物質」 という。)は、次に掲げる物質とする。			
(1)~(14) 略	(1)~(14) 略			
(15) <u>シス 1.2 ジクロロエチレン</u>	(15) <u>1.2 ジクロロエチレン</u>			
(16)~(26) 略	(16)~(26) 略			
	<u>(27) 塩化ビニルモノマー</u>			
	<u>(28) 1.4 ジオキサン</u>			
5 略	5 略			
別表第3(第4条、第8条関係)	別表第3(第4条、第8条関係)			
汚水等に係る特定施設並びに排出水及び地下浸透水に係る規制基	汚水等に係る特定施設並びに排出水及び地下浸透水に係る規制基			
準	準			
1 略	1 略			
2 規制基準	2 規制基準			
(1) 有害物質に係る規制基準	(1) 有害物質に係る規制基準			
有害物質 排出水に係る規制基 地下浸透水に係る規	有害物質 排出水に係る規制基 地下浸透水に係る規 準 制基準			

改正前				改正後			
カドミウム及びその 化合物		1 リットルにつき カドミウム 0.001 ミ リグラム未満		カド	ミウム及びその 物		1 リットルにつき カドミウム 0.001 ミ リグラム未満
略			略				
1.1 ジクロロエチ レン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未 満		1.1 レン		1 リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未 満
シス 1.2 ジクロ ロエチレン	略				1.2 ジクロ チレン	略	
					<u>ンス 1.2 ジ</u> ロエチレン		<u>1 リットルにつき</u> 0.004 ミリグラム未 満
1.1.1 トリクロロ エタン	略			1.1.′ エタ	1 トリクロロ ン	略	
略	T		略				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略			ニウ.	モニア、アンモ ム化合物、亜硝 合物及び硝酸化	略	
				塩化	ビニルモノマー		1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム 未満
				1.4	<u>ジオキサン</u>	<u>1 リットルにつき</u> 0.5 ミリグラム	<u>1 リットルにつき</u> 0.005 ミリグラム未 満

改正前 備考 略

(2) 生活環境項目に係る規制基準

項目	規制基準
略	
亜鉛含有量(単	<u>5</u>
位 1リットル	
につきミリグラ	
ل)	
略	

備考 略

別表第9(第26条関係)

地下水の水質浄化に係る基準

有害物質	基準値		
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム		
	<u>0.01 ミリグラム</u>		
略			
1.1 ジクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.02 ミリグラ</u>		
	<u> </u>		
シス 1.2 ジクロロエチレ	1 リットルにつき 0.04 ミリグラ		
<u> </u>	Д		
略			
アンモニア、アンモニウム化	略		
合物、亜硝酸化合物及び硝酸			
化合物			

改正後

備考 略

(2) 生活環境項目に係る規制基準

項目	規制基準
略	
亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラ	2
略	

備考 略

別表第9(第26条関係)

地下水の水質浄化に係る基準

有害物質	基準値		
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム		
	<u>0.003 ミリグラム</u>		
略			
1.1 ジクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.1 ミリグラ</u>		
	<u> </u>		
1.2 ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラ		
	Д		
略			
アンモニア、アンモニウム化	略		
合物、亜硝酸化合物及び硝酸			
化合物			
塩化ビニルモノマー	1リットルにつき 0.002 ミリグ		

改正前		改正後		
		1.4 ジオキサン	<u>ラム</u> 1リットルにつき 0.05 ミリグラ <u>ム</u>	
備考 略		備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。